

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

介護 8

特別療養費		
注 療養体利維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)		
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)		
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時対応室管理	療養型看護以外の場合 1月に1回3日を限度に1日につき5(1)単位を算定) 療養型看護の場合 1月に1回3日を限度に1日につき5(1)単位を算定)
	(二) 特定治療	
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/100)	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の80/100)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)	
： 特別療養費と緊急時施設療養費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目		
※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。		

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

[illegible]

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1	(795 単位)	× 70/100	診療所致備基準減算 －60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2	(756 単位)						
			要介護3	(807 単位)						
			要介護4	(858 単位)						
			要介護5	(909 単位)						
		b.診療所短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1	(814 単位)						
			要介護2	(866 単位)						
			要介護3	(917 単位)						
			要介護4	(967 単位)						
			要介護5	(1,019 単位)						
	(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1	(616 単位)						
			要介護2	(662 単位)						
			要介護3	(707 単位)						
			要介護4	(752 単位)						
			要介護5	(798 単位)						
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1	(726 単位)	× 97/100						
		要介護2	(771 単位)							
		要介護3	(816 単位)							
		要介護4	(862 単位)							
		要介護5	(908 単位)							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	(817 単位)							
		要介護2	(869 単位)							
		要介護3	(920 単位)							
		要介護4	(970 単位)							
		要介護5	(1,022 単位)							
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満		(654 単位)							
		(二) 4時間以上6時間未満		(905 単位)						
		(三) 6時間以上8時間未満		(1,257 単位)				+60単位		
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)										
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×11/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)									
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)									

： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注	注									
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合									
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,054 単位)	要介護2 (1,119 単位)	要介護3 (1,185 単位)	要介護4 (1,253 単位)	要介護5 (1,319 単位)	×90/100											
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,163 単位)	要介護2 (1,229 単位)	要介護3 (1,295 単位)	要介護4 (1,362 単位)	要介護5 (1,428 単位)												
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (996 単位)	要介護2 (1,066 単位)	要介護3 (1,136 単位)	要介護4 (1,206 単位)	要介護5 (1,274 単位)												
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,106 単位)	要介護2 (1,176 単位)	要介護3 (1,246 単位)	要介護4 (1,315 単位)	要介護5 (1,383 単位)												
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (967 単位)	要介護2 (1,036 単位)	要介護3 (1,106 単位)	要介護4 (1,176 単位)	要介護5 (1,245 単位)												
	b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>		要介護1 (1,077 単位)	要介護2 (1,145 単位)	要介護3 (1,213 単位)	要介護4 (1,280 単位)	要介護5 (1,347 単位)													
	一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (952 単位)	要介護2 (1,018 単位)	要介護3 (1,084 単位)	要介護4 (1,151 単位)	要介護5 (1,218 単位)												
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,062 単位)	要介護2 (1,127 単位)	要介護3 (1,194 単位)	要介護4 (1,261 単位)	要介護5 (1,326 単位)												
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (881 単位)	要介護2 (957 単位)	要介護3 (1,024 単位)	要介護4 (1,090 単位)	要介護5 (1,156 単位)												
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,000 単位)	要介護2 (1,066 単位)	要介護3 (1,132 単位)	要介護4 (1,198 単位)	要介護5 (1,265 単位)												
要介護1 (794 単位)			要介護2 (869 単位)	要介護3 (926 単位)	要介護4 (991 単位)	要介護5 (1,056 単位)														
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>		要介護1 (904 単位)	要介護2 (969 単位)	要介護3 (1,036 単位)	要介護4 (1,103 単位)	要介護5 (1,169 単位)	×90/100	×97/100											
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>		要介護1 (1,004 単位)	要介護2 (1,069 単位)	要介護3 (1,136 単位)	要介護4 (1,203 単位)	要介護5 (1,269 単位)													
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,165 単位)	要介護2 (1,232 単位)	要介護3 (1,298 単位)	要介護4 (1,365 単位)	要介護5 (1,431 単位)			×90/100									
			b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,165 単位)	要介護2 (1,232 単位)	要介護3 (1,298 単位)	要介護4 (1,365 単位)	要介護5 (1,431 単位)												
		(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,175 単位)	要介護2 (1,246 単位)	要介護3 (1,318 単位)	要介護4 (1,389 単位)	要介護5 (1,459 単位)												
			b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,175 単位)	要介護2 (1,246 単位)	要介護3 (1,318 単位)	要介護4 (1,389 単位)	要介護5 (1,459 単位)												
		(四) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100						×90/100	×90/100	×90/100				
	(二) 4時間以上6時間未満		(805 単位)																	
	(三) 6時間以上8時間未満		(1,257 単位)																	
	(5) 療養食加算				(1日につき 23単位を加算)															
	(6) 特定診療費																			
	(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)																		
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																				
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																				
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×11/1000)																			
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(-)の90/100)																			
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(-)の80/100)																			
				注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																

特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目